

地域脱炭素推進交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)

Q&A 集

(重点対策加速化事業)

2026 年 4 月 13 日 改訂

環境省大臣官房地域脱炭素事業推進課

問1: 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（以下「交付金」という。）とは何か。

- 「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）、「地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）」及び「GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）」等に基づき、民間と共同して、意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するための交付金です。

問2: 交付金の対象となる「重点対策加速化事業」とは何か。

- 「重点対策加速化事業」は、全国津々浦々で取り組むことが望ましい脱炭素の基盤となる重点対策を複合的かつ複数年度にわたって取り組む事業です。屋根置きなど自家消費型の太陽光発電設備の導入や、地域共生・地域裨益型再エネの立地、公共施設等のZEB化、住宅・建築物等の省エネ性能の向上、ゼロカーボン・ドライブ等を実施することが可能です。
- 「重点対策加速化事業」の活用にあたっては、事業計画内で再エネ発電設備を一定以上導入すること（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他市区町村：0.5MW以上）等の事業の要件を満たす必要があります。

問3: 交付金に申請できる者は誰か。

- 都道府県、市区町村、一部事務組合及び広域連合（以下「地方公共団体」という。）が申請することができます。
- なお、民間事業者等は地方公共団体からの間接交付により交付金の交付を受けることができます。

問4: 独立行政法人、特殊法人及び国立大学法人の施設等の脱炭素化事業に地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用できるのか。

- 本交付金は、地方公共団体が、2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年温室効果ガス排出削減目標の達成に貢献するために作成した「重点対策」の取組等に関する計画に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金です。
- 一方、各府省庁は、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）等に基づき、所管する独立行政法人等に対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促すとともに、これらの法人において計画を策定していない場合にはその理由を把握するよう努めることとされています。
- この目的や趣旨を踏まえ、各府省庁が所管する独立行政法人等の施設等の脱炭素化事業のうち、政府実行計画に準じて取り組む部分については、本交付金の対象外としています。
- ただし、独立行政法人等が、政府実行計画で定める削減目標及び措置の水準を超えて野心的に取り組む場合、本交付金による交付対象とします。具体的には次の条件を満たしている場合です。

- ・ 独立行政法人等が、政府実行計画に準じた温室効果ガス削減のための計画を策定していること。
- ・ 独立行政法人等が、政府実行計画に準じた温室効果ガス削減目標を達成した、又は達成することが確実であると認められる段階で、個別の措置について追加的に実施される事業であること。なお、定量的な目標が設定されている個別の措置については、以下の水準を超えているものであること。
 - 設置可能な建築物（敷地を含む。）の 50%以上に太陽光発電設備を設置
 - 新築建築物の平均で ZEB Ready 相当とする
 - 所有する自動車のストックで全て EV、FCV、PHEV、HV とする
- ・ なお、第三者保有モデル（PPA 方式等）で導入する場合、独立行政法人等の施設に再エネを供給せず、独立行政法人等の外部の地域に再エネを供給する場合には本交付金を活用することが可能です。ただし、当該事業の実施は、独立行政法人等の温室効果ガス排出量削減に寄与することとはならないことに留意が必要です。
- 環境省及び各府省庁の補助金については、各府省庁が所管する独立行政法人等の施設等の脱炭素化事業に活用することが可能なものもあることから、各補助金の要綱等をご確認ください。

問5: 交付金と交付金以外の国の補助金等を併用することは可能か。

- 交付金と他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施するものを、同一の交付対象設備に対して併用することはできません。
- また、同一の交付対象設備に対して、「脱炭素先行地域づくり事業」と「重点対策加速化事業」の両方から交付することはできません。

問6: 「脱炭素先行地域づくり事業」と「重点対策加速化事業」の両方の事業に、同一の地方公共団体が申請することは可能か。

- 同一の地方公共団体が、「脱炭素先行地域づくり事業」と「重点対策加速化事業」のそれぞれ申請することは差し支えありませんが、それぞれの事業趣旨に沿って申請ください。
- ただし、同一の交付対象設備に対して、「脱炭素先行地域づくり事業」と「重点対策加速化事業」の両方から交付することはできません。

問7: 交付金の交付期間は。

- 地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画ごとに、交付金の交付を受けて、交付対象事業が実施される年度から概ね 5 年程度とします。

問8: 1 計画あたりの上限額は。

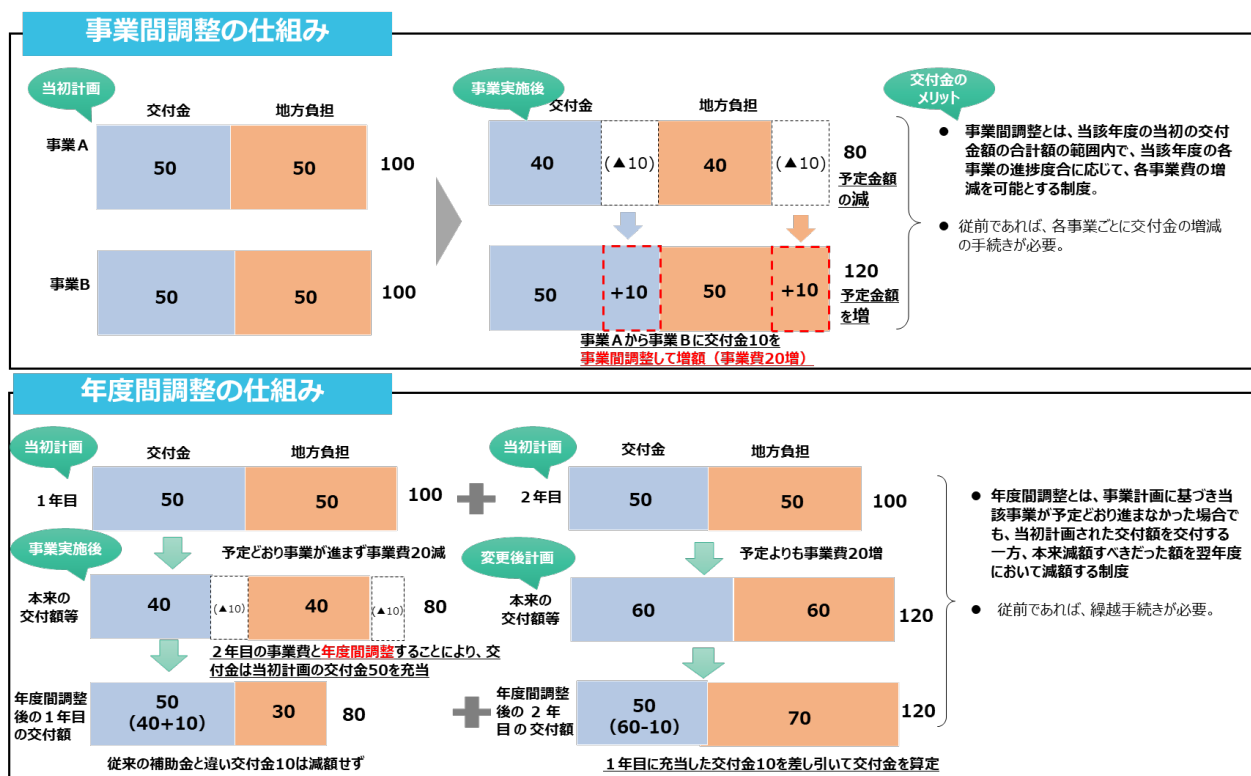
- 「重点対策加速化事業」の 1 計画あたりの交付限度額の上限は、令和 6 年 3 月 1 日付け環地域事発第 2403011 号 改正に伴い、令和 6 年度以降の採択団体について、都道府県は 15 億円、政令市、中核市、施行時特例市は 12 億円、その他市区町村は 10 億円とし

ています。

問9: 事業間調整及び年度間調整とはどのような制度か。

- 事業間調整とは、交付限度額の範囲内で事業計画ごとに掲げられた交付対象事業間で、当年度の交付額を増減（流用）することをいいます。それに伴い、総事業量が増減する場合は、事業間調整に該当しないため、あらかじめ変更内容に関してご相談ください。なお、後年度の計画を調整し、総事業量及び各年度の交付限度額が増減しない場合は、この限りではありません。また、高効率空調機器や高機能換気設備、高効率照明機器などの省エネ設備の補助事業において、複数の設備をまとめて公募をし、個人や事業者等からの申請を受け付けて執行する場合にあっては、当該設備ごとの交付限度額を合計した金額の範囲内であれば事業量を変動させても構いません。
- 年度間調整とは、交付金の交付決定後に交付対象事業の進捗率が減少した場合、一般的には減少した実績により交付金の交付を受けることとなりますが、このような場合でも、交付決定された額どおりに交付を受けることとし（増額調整）、この交付決定額と減少した実績に基づく交付額の差額を翌年度以降の交付金において減額する（減額調整）ことをいいます。ただし、当該年度に交付された交付金の額が当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限ります。なお、年度間調整を実施した翌年度以降、進捗状況によっては、交付金の返還等を求める場合があります。

（参考）事業間調整及び年度間調整のイメージ

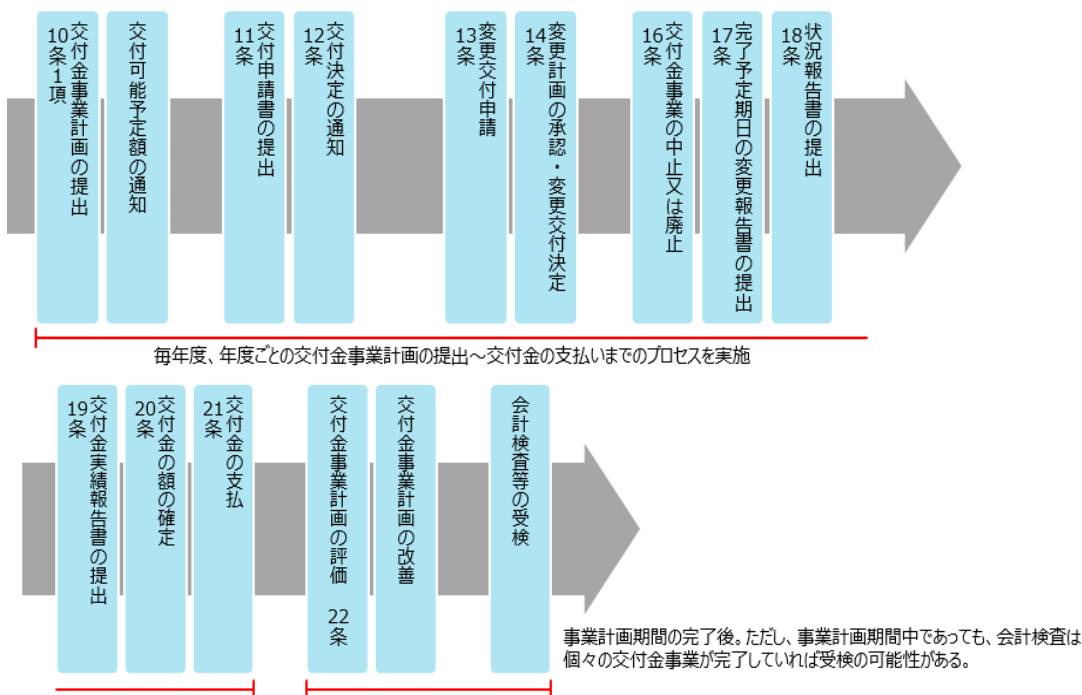


問10: 交付金事業が予定通りに進まなかった場合（執行残が発生した場合）、交付決定額の一部を、一旦、自治体の基金に積み立て、その翌年度以降の交付金事業に充当することは可能か。

- 本交付金は、一旦、自治体の基金に積み立て、その翌年度以降の交付金事業に充当することはできません。

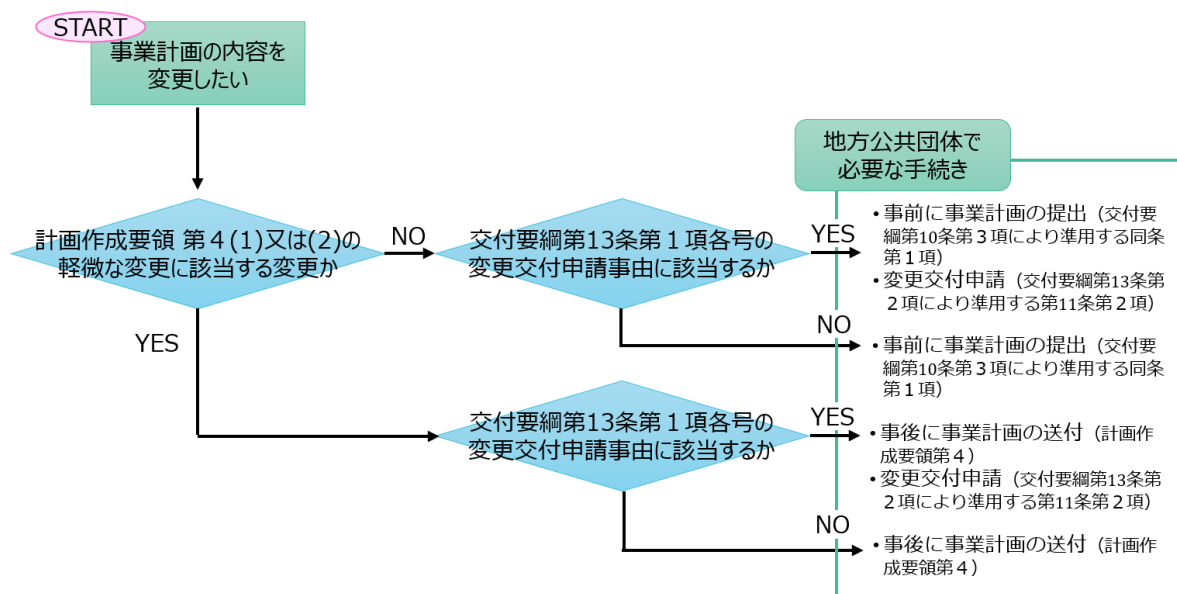
問11: 交付金の手続きはどのような流れとなるか。

- 交付金の手続きのイメージは、下図のとおりです。



問12: 交付金事業計画の内容を変更したい場合、どのような手続きを行う必要があるか。

- 交付金事業計画の変更手続きを行う際、下図を参考にしてください。



問13: 交付金により取得した設備等について、交付金事業終了後はどのような点に留意する必要があるか。

- 地方公共団体は、交付金事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、管理するための台帳を備え、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければなりません。
- また、取得価格が単価 50 万円以上の取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、大臣が別に定める期間（以下「財産処分制限期間」といいます）について、処分（交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。））することができません。これらの規定に従わない場合、交付金の返還が必要になることがあります。
※大臣が別に定める期間は環境省 Web サイトの環境省調達関係通知等で確認してください。

問14: 交付金により取得した設備等について、財産処分制限期間内に、譲渡等を行う場合の手続きは何か。

- 本交付金を活用して取得した財産については、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用する必要があります。
- 財産処分制限期間内に譲渡等を行う場合は、「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準（平成 20 年 5 月 15 日付環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知）」に基づき手続きが必要となります。
- なお、事業計画の策定時点で、交付の目的の範囲内で譲渡等により所有者が変わることが見込まれている場合は、あらかじめ事業計画に盛り込むことも考えられますので個別にご相談ください。

問15: 交付金事業で導入した設備により売電等で収益が発生した場合、交付金の返還が必要か。

- 地方公共団体、非営利法人や個人においては、原則、収益納付は不要です。営利法人（構成員への利益分配を目的とした法人）においては、事業完了後の 5 年間について、原則、以下の計算式で算出した結果、納付の要・不要を判断します。その他の収益が想定される場合は、別途判断することになります。

計算式：収益納付額＝（A－B）×（C／D）－E

A：収益額（補助事業に係る設備等における営業損益等の各年度の累計）

B：控除額（補助事業に要した経費の内自己負担額）

C：補助金確定額

D：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）

E：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

※1 相当の収益が生じた場合とは、収益【A】－控除額【B】>0 となる場合をいう。

※2 収益納付は、収益納付額の累計が補助金確定額を超えない範囲で行います。

- なお、実施要領別紙2（重点対策加速化事業）2イ（キ）太陽光発電設備の交付要件 h では、「余剰電力が生じ、同一市区町村内の需要家で消費できずに売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新のための費用に充てること。」としており、毎月の売電量及び売電収入、収入金額の使途を管理するための帳簿を作成する等して、適切に管理する必要があります。
- 例えば、太陽光発電設備で発電された余剰電力を活用し、EV 充電に係る事業を実施した際の利用料金のうち、売電に係る部分については収益に該当します。
- なお、本交付金を活用して整備した蓄電池を経由して EV に充電される場合、控除額 B は、太陽光発電設備と蓄電池の補助事業に要した経費の内、自己負担額です。

問16: 内示を受けた交付金事業について、関係者との協議等に時間を要しており、事業の遅延が見込まれている。このような場合に、あらかじめ内示額を下回る交付申請を行い、内示額と交付申請の差額（残額）は翌年度に交付を受けることとしたいが、問題ないか。

- 内示は、交付金事業計画や必要額調査の結果等をもとに、予算の範囲内で行うものです。交付金予算の効率的・効果的な執行の観点から、内示前に事業の実施可能性を精査し、必要に応じて交付金事業計画の変更等を行うことにより、内示額を適切なものとする必要があります。また、内示を受けた後は、速やかに内示額の通り交付申請を行い、事業を開始する必要があります。
- その上で、年度途中に、結果的にやむなく事業が遅延した場合については、事業間調整・年度間調整や繰越制度を活用し、交付金予算を効率的・効果的に執行してください。

問17: 交付金事業が、計画どおり事業完了できなかった場合はどのようにすればよいか。

- 交付決定を受けた年度の事業が計画どおりに完了しなかった場合には、地方環境事務所長あてに交付金事業の完了予定期日変更報告書を提出していただく必要があります。
- なお、交付金事業計画で計画している事業期間が延長される場合には、事業計画の変更手続きが必要となる場合があります。

問18: 事業完了後、事業成果等の公表が必要となるのか。

- 「重点対策加速化事業」については、事業計画の目標の達成状況等について、事後評価を実施し、結果を公表するとともに環境大臣に報告していただくこととしています。
- なお、令和8年3月31日付け 環地域事発第2603313号 改正に伴い、地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画 作成要領第5で規定する別添様式4を改正しておりますので、ご留意ください。

問19: 交付金事業計画に定める事業が実施されない場合、交付金の取扱いはどうになるか。

- 事業を中止又は廃止した場合等には、過年度に交付済みの交付金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合があります。詳細は「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」別紙2を確認ください。
- また、地方公共団体は、交付金事業計画に定める事業の完了後においても、以下の事業要件を満たすよう努めなければなりません。
 - ・ 重点対策加速化事業を実施する地方公共団体は、交付金の交付の目的に従って、温室効果ガス排出を削減する。
- 地方公共団体は、事業完了後においても上記の事業要件が満たされているかを継続的に点検し、目標が達成されていない場合や上記の事業要件が満たされていない場合は、導入した設備等の運用方法を見直す等の措置を講じる必要があります。
- 必要な措置を講じてもお改善が見られない等の場合は、過年度に交付済みの交付金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合があります。

問20: 技術開発や実証事業は交付対象となるか。

- 交付金の交付対象となる設備は、商用化されており、導入実績があるもの（例えばホームページやカタログ等で販売が確認できるもの）であることとしており、技術開発や実証事業は交付対象ではありません。

問21: 調査・設計に係る費用は交付対象となるか。

- 整備する設備に係る調査・設計（基本設計・詳細設計等）については、交付対象経費に含まれており、必要最小限度の範囲に限って交付対象となります。他方で、調査・設計（基本設計・詳細設計等）のみを単独で交付対象とすることはできません。
- また、企画設計（設備の設置可否を判断する調査（FS 調査やポテンシャル調査等））については、交付対象外となります。

問22: 交付要件である「本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること」について、どのようにすれば要件を満たすのか。

- 本事業によって得られる環境価値については、再エネ発電設備で発電された電力と環境価値を一体として取り扱い、環境価値を需要家に帰属させる旨を契約書等で明記することで交付要件を満たします。また、オフサイト PPA 等、再エネ発電設備で発電された電力を系統を用いて需要家に供給する場合、当該再エネ発電設備指定の非 FIT 証書（供給電力量に相当する非化石証書）を需要家に帰属させることにより、需要家に供給された電力価値とその環境価値が一体として取り扱われたことになり、交付要件を満たします。
- なお、電力価値と環境価値を切り離して環境価値のみを取引する事業（バーチャル PPA（Virtual Power Purchase Agreement）事業）は、電力と環境価値を一体として取り扱

っていないことから、本交付金の交付要件を満たしません。

問23: 離島供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、交付要件である「本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること」について、どのように担保できるのか。

- 離島供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、本交付金の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとします。
- なお、本交付金を活用して導入した再エネ設備により創出された環境価値については、実質的に需要家に帰属させることが必要です。

問24: FIT 制度や FIP 制度は利用できるか。

- 交付金で導入する再エネ発電設備について、実施要領で FIT の認定や FIP 制度の認定を取得しないこととしているため、余剰電力を含め、FIT 制度や FIP 制度を活用し、売電することはできません。

問25: 交付金で導入する再エネ発電設備で発電した電力を自己託送することはできるか。

- 交付金で導入する再エネ発電設備で発電した電力については、電気事業法第2条第1項第5号口に定める 接続供給（自己託送）を行うことはできません。

問26: 実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）2ア（ア）の交付要件で、20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置することとされていますが、斜面の場合などについても、柵塀を設置する義務は生じるか。

- 「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）では、柵塀等の設置が困難な場合（屋根置きや屋上置き等）や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合（塀付きの庭に設置する場合、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合等）は、柵塀等の設置を省略することができることとされており、本交付金についても、これに準拠しています。

問27: PPA での導入は交付対象となるか。

- PPA 事業者（需要家に対して PPA により電気を供給する事業者）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること及び交付金事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備することが必要です。交付金額相当額がサービス料金から控除されることが確認できる書類としては、総括原価内訳表（計算表）を活用いただくことも可能です。
- この場合、地方公共団体においては、①交付金額相当額がサービス料金から控除される

ものであること、②法定耐用年数期間の満了まで継続的に使用することが確認できること、を満たす必要があります。PPA 事業者に対する交付金の交付額の算定にあたっては、PPA 事業者が設備導入に要した経費を確認して、当該経費に対して交付率を乗じて交付金を交付することとなります。

- PPA 事業者が設備導入に要した経費の確認については、PPA サービス契約に設備導入に要した経費が確認できる条項を入れる、または、PPA サービス契約の締結とは別に、PPA 事業者に対し設備導入に要した経費に関する書類の提示を求めて確認するようにしてください。
- なお、PPA 事業者が設備を保有せず、リース事業者等が保有する場合には、原則リース事業者に対して交付金が交付されることとなりますが、上記と同様に、リース事業者に対して設備導入に要した経費に関する書類の提示を求めて、設備導入に要した経費を確認した上で、交付金を交付することとなります。
- ただし、PPA 事業者がリースバック方式による導入をする場合に限っては、申請時にスキーム図（関係者の相関図を示したもの）を明らかにすることに加え、リース事業者及び PPA 事業者が 2 者で共同申請し、PPA 事業者を代表申請者とする事で PPA 事業者が補助金の間接交付を受けることが可能です。

問28: リースでの導入は交付対象となるか。

- リースでの導入は交付対象となりますが、以下の点を満たす必要があります。
 - ・ リース契約を行う場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。
 - ・ リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
 - ・ リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

問29: CO2 削減効果はどのように算出すればよいか。

- 既存施設での設備導入にあたっては、二酸化炭素削減量（計画値）は、環境省にて公表している「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」等を活用し、設備導入による二酸化炭素の削減効果を算定してください。
- 施設を新築する際の設備導入では、例えば、新築する前の建物と新築する建物を比較したり、標準的な設備の導入を仮定したりする等し、CO2 排出削減効果を算出することが考えられます。この他、明確な根拠を基にした、妥当性が認められる方法で算定することも可能です。

問30: 実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）2ウ（チ）やエ（ヌ）高効率空調機器の交付要件には、「従来の空調機器等に対して30%以上省CO₂効果が得られるもの」とあるが、これはどのように確認すればよいか。

- 既存設備の代替として設備導入を行う場合、例えば、機器の性能を基準として、設備導入前の当該既存設備によるCO₂排出量と新規導入設備によるCO₂排出量を比較し、両者の差分により省CO₂効果を確認いただくことが想定されます。
- 新規で設備導入を行う場合、例えば、一般的に導入する設備を定義していただき、その設備によるCO₂排出量と新規導入設備によるCO₂排出量を比較して、両者の差分により省CO₂効果を確認いただくことが想定されます。
- なお、CO₂削減効果については、環境省にて公表している「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」等に基づき、算定してください。

問31: 交付金の内示後、交付決定前に交付金事業の着手は可能か。

- 交付金事業については、十分な工期確保のため早期着手が必要な場合等、やむを得ない場合は、内示後の事前着手を可能としています。ただし、交付決定がない状態で交付金事業の実施が継続されることは、事業執行上、好ましくないため、できるだけ速やかに交付申請手続きを行う必要があります。
- なお、内示前に事業着手した事業については、交付金の対象となりません。

問32: 本交付金は、内示前着手が禁止されているが、複数年度事業（例えば、N年度：契約のみ、N+1年度：部分払、N+2年度：完成、精算払）における留意事項は何か。また、その場合、N+1年度以降の事業着手はいつになるのか。

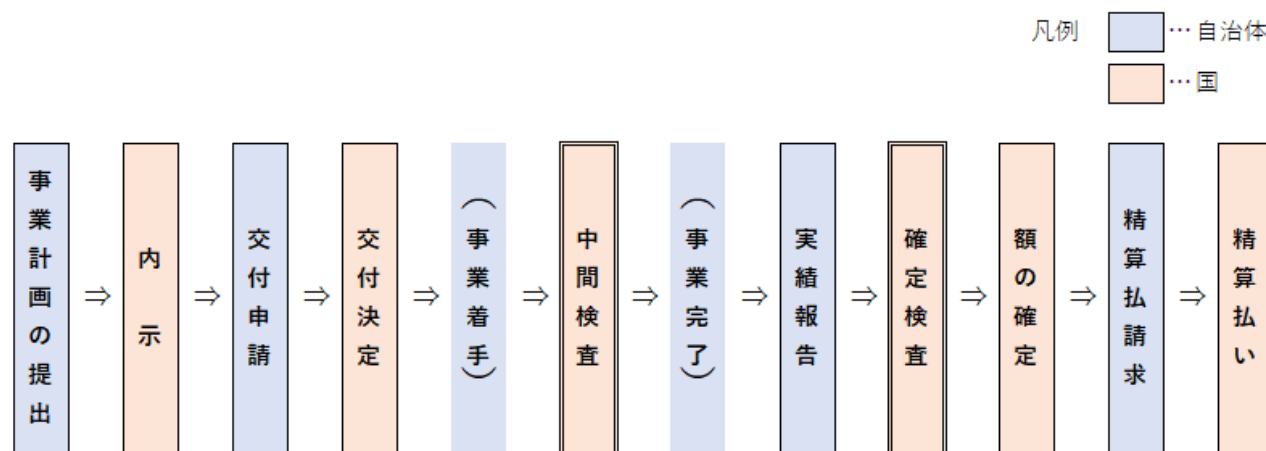
- 複数年度事業であることを交付金事業計画に予め明記頂く必要があります。なお、事業の進捗に応じ当該交付金の出来高（部分払）を受け取る場合は、地方自治法第234条の2第1項に基づく契約の履行検査（検査・検収）を行う必要があります。
- N+1年度以降については、工事着工日が事業着手となります。
- なお、交付対象経費以外の部分に係る工事は、内示額の通知日以前に着手いただいても差し支えありません。

※N+1年度以降の予算は、毎年度、国会の議決を受けて成立するものであり、N年度時点ではその議決を受けていないため、N年度時点でN+1年度以降の交付金額の交付を確約できるものではないことにご注意ください。

問33: 直接補助事業（国から自治体への補助）の事業着手、事業完了はいつになるのか。

○ 直接補助事業の標準的なフロー図は、以下のイメージのとおり。

<イメージ>

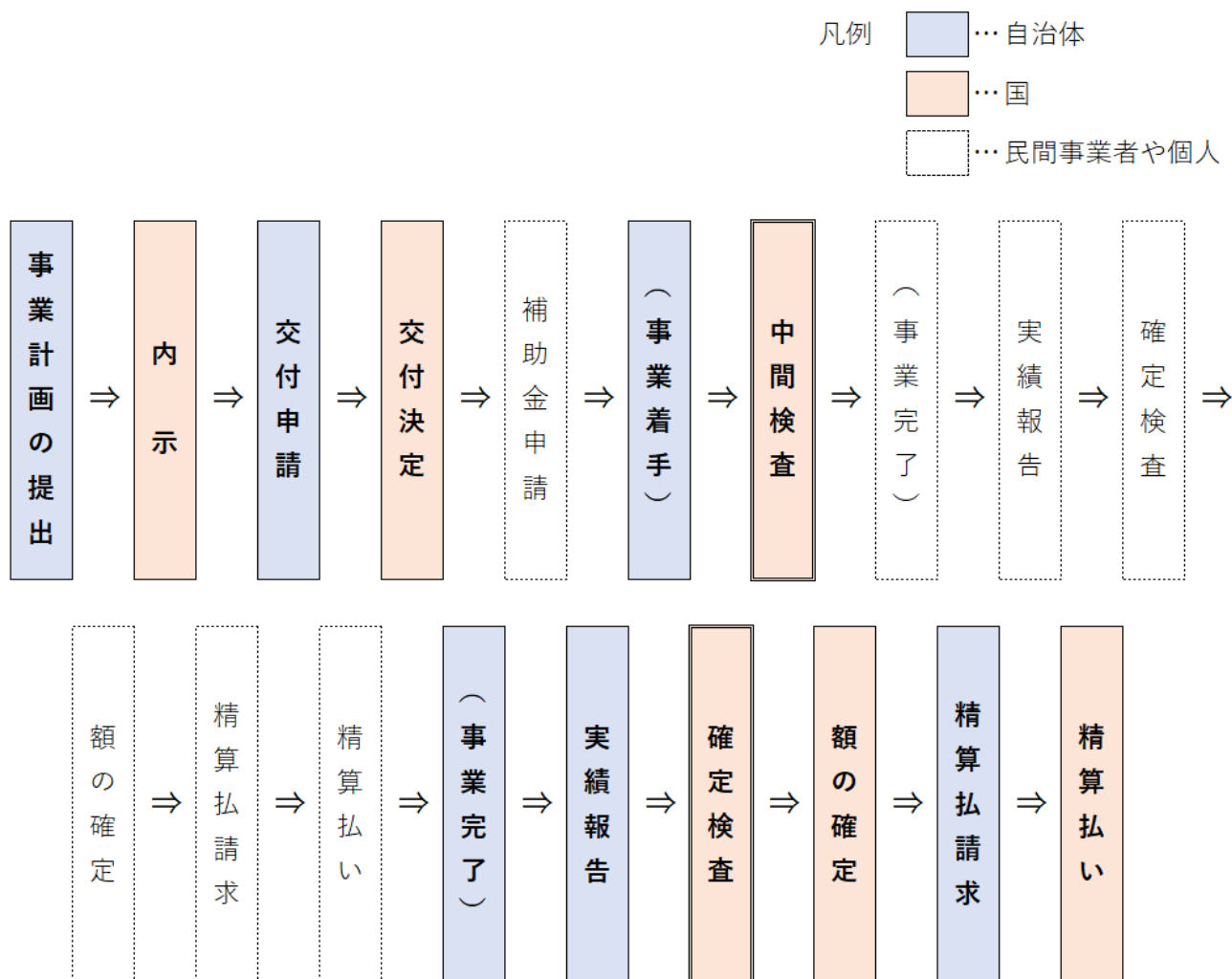


- 一般的に、直接補助事業における事業着手は「相手方との契約締結行為又は工事着工日のいずれか早いほう」、事業完了は「工事完了日（工事検査に合格となった日）」とされています。
- なお、契約締結に向けた入札公告や落札者決定等の準備行為は内示前でも認められます。
- また、PPA やリース等の契約方式により民間事業者が公共施設に設備を導入する場合は、自治体から民間事業者への補助として間接補助事業となりますので、ご注意ください。

問34: 間接補助事業（自治体から民間事業者や個人への補助）の事業着手、事業完了はいつになるのか。

- 間接補助事業の標準的なフロー図は、以下のイメージのとおり。

＜イメージ＞



- 一般的に、間接補助事業における自治体の事業着手は「自治体から補助金申請者（民間事業者や個人）への交付決定行為」、事業完了は「工事等が完了した上で、自治体から補助金申請者への支払が完了した日」とされています。
- 間接補助事業の公募等の準備行為は内示前でも認められます。
- なお、補助金申請者は、原則として、自治体からの交付決定後に事業着手（相手方との契約締結行為又は工事着工日のいずれか早いほう）である必要がありますが、自治体の補助要綱等において、自治体から補助金申請者への交付決定前の事業着手を認める期間を明示している場合は、自治体から補助申請者への交付決定前に事業着手した事業でも差し支えないものとしています。その場合であっても、原則として、環境省から自治体への交付決定日より前に事業着手した事業については、交付対象にはなりません。

問35: 交付額の算定に用いる「太陽電池出力」について、太陽電池モジュールもしくは、パワーコンディショナーいずれの出力値を用いるのが適切か。

- 交付額の算定に用いる「太陽電池出力」については、太陽電池モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方を、kW 単位で小数点以下を切り捨てた値を用いるのが適切です。

問36: 一般送配電事業者への接続検討申込みに係る費用、系統連系工事負担金や柵塀の工事費用は交付対象となるか。

- 一般送配電事業者への接続検討申込みに係る費用は交付対象外ですが、令和6年3月1日付け 環地域事発第 2403011 号 改正に伴い、送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する系統連携工事費負担金（1.35 万円/kW を上限）及び柵塀に係る工事費用は交付対象としています。

問37: 屋上防水工事の補助対象範囲に制限はあるか。

- 屋上に太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事については、必要最小限の範囲（鉄骨材（架台支持材）の一定の周囲部分）を交付対象経費として計上してください。
- 一定の周囲部分の具体的な数値は、工事の内容によって異なりますが、『公共建築数量積算基準』（国土交通省）等を参考とし、架台支持材より最大 50cm までを補助対象としています。

問38: 設備を設置するために、建物の建築や基礎工事が必要となりますが、交付対象経費として計上することができるか。

- 建物は、交付対象外です。また、土地造成費や建物の建設工事に係る基礎工事部分や設備の設置等に伴う建築物の躯体等に関する工事も交付対象外となります。
- なお、令和6年3月1日付け 環地域事発第 2403011 号 改正に伴い、ソーラーカーポートの架台部分について、交付対象としています。

問39: バイオマス（バイオガスを含む。）発電設備やバイオマス熱利用設備の導入において、あわせて必要となる木質チップ化設備、ペレット化設備等の燃料製造設備や燃料貯蔵設備は交付対象とすることができるか。

- エネルギー起源 CO2 の排出削減に直接資する設備導入に伴い、当該設備の適切な稼働のために必要な付帯設備であることが合理的に示される場合、交付金の交付対象となり得ますので、燃料製造設備や燃料貯蔵設備もこれらの付帯設備に該当すれば、交付金の交付対象になり得ます。
- ただし、木質チップ化設備、ペレット化施設等の燃料製造設備や燃料貯蔵設備のみを単独設備として交付金事業計画に計上することはできません。

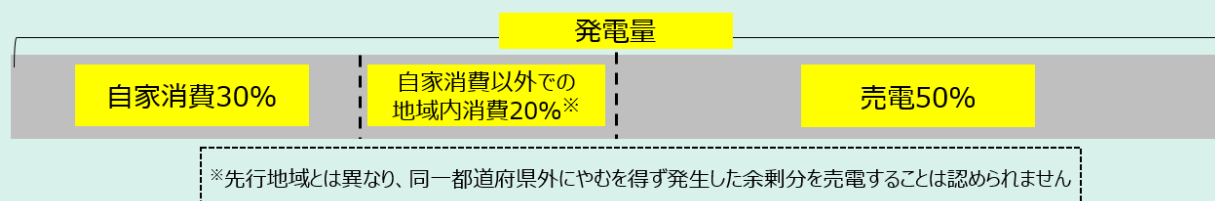
問40: 実施要領 別紙 2（重点対策加速化事業） 2 ア（ア）太陽光発電設備の交付要件 g(a)では発電する電力の一定の割合以上を当該需要家が消費することを要件に定めていますが、これはどのように確認すればよいのか。

- 例えば、太陽光発電量の計測機器等を導入し、年に一度、計測器等の数値から自家消費率を適切に算定いただき、疑義があるときには、小売電気事業者との需給契約に係る年間の電気料金請求書等・検針票や、毎月の発電電力量の記録等をご活用いただき、状況確認をしていただくこと等が想定されます。
- 自家消費率の簡易な算定方法の例としては、太陽光発電設備における年間総発電量から年間総売電量を引いて算出される値を、年間総発電量で除することなどが考えられます。
(自家消費率(%) = ((年間総発電量 - 年間総売電量) ÷ 年間総発電量) × 100)

問41: 実施要領別紙 2（重点対策加速化事業） 2 ア（ア）太陽光発電設備の交付要件 g(a)、イ（ク）その他再生可能エネルギー発電設備の交付要件 j(a)において「ただし、業務用については、当該需要家が消費する電力量を含めて 50%以上を当該再エネ発電設備と同一都道府県の需要家が消費すること。」とあるが、業務用についても自家消費率 30%以上も満たす必要があるか。

- 再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上を自家消費した上で、自家消費分も含めて 50%以上を同一都道府県内で消費することで要件を満たします。なお、脱炭素先行地域づくり事業と異なり、重点対策加速化事業では、同消費における自家消費分を除く当該都道府県内での消費のうち、やむを得ず発生した余剰分を当該都道府県以外に売電することはできません。

(例) 同一都道府県内において、発電量の30%を自家消費し、自家消費分を除く地域内消費が20%となる場合の例



問42: 屋根置き太陽光発電設備について、実施要領別紙 2（重点対策加速化事業）イ（キ）太陽光発電設備（地域共生・地域裨益型）の交付要件 g(a)の要件にある公有地に該当するものとして、交付対象となるか。

- 本事業における屋根置き太陽光発電設備の区分は実施要領別紙 2 ア（ア）太陽光発電設備（自家消費型）に属するものとして原則扱うこととしますが、例外的に広大な屋根を持つ倉庫や一括受電していない集合住宅など、屋根置き太陽光発電設備を設置した場合の発電量に対して需要量が非常に小さい場合に限り、別紙 2 イ（キ）として扱うことも可能であるため、あらかじめ環境省まで相談してください。

問43: 蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備等を導入する上での注意点は。

- 再エネ発電設備との接続や再エネメニューからの電力供給等が必要となります。詳細につきましては、実施要領をご確認ください。

問44: 実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）ア（イ）h～m（i(c)②及び(d)を除く。以下同じ。）、イ（コ）h～mの交付要件について、環境省や資源エネルギー庁で実施している他の補助事業において一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が登録・公表している蓄電システムであることをもって、要件を満たすと判断して差し支えないか。

- 差し支えありません。ただし当該製品が登録されている年度の公募要領の内容をご確認ください。

問45: 系統に接続し、再エネを充放電して地域で活用する蓄電池（いわゆるコミュニティバッテリー）は、「原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するもの」の要件を満たすか。

- トラッキング技術等により、一定の時間単位での再エネ発電設備で発電された電力量、蓄電池への蓄電量、蓄電池からの放電量及び需要家での需要量を把握し、それぞれに環境価値を紐付けて管理する場合は、実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）2ア（イ）b及びイ（コ）bに定める「原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するもの」を満たすものとします。

問46: 充放電設備について、「原則として再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されている場合に限る」とあるが、再エネ発電設備と充放電設備が別々の受変電設備に接続する場合は、交付対象となり得るか。

- 再エネ発電設備と充放電設備が別々の受変電設備に接続された場合であっても、自営線や構内線を介して繋がっている場合等は、再エネ発電設備で発電した電力が供給されているとして問題ありません。
- 他方、再エネ発電設備と充放電設備の間に系統を介する場合は、トラッキング技術等によって再エネ発電設備で発電した電力が供給されていることが示される場合を除き、交付対象外となります。

問47: FIT 制度や FIP 制度の認定を取得した太陽光発電設備を所有している住宅・事業所に対して、本交付金を活用して、蓄電池を設置することは可能か。

- 実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）2ア（イ）蓄電池の場合は、実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）2ア（ア）太陽光発電設備の増設を伴わない蓄電池の設置は、交付対象外となります。

問48: 実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）2ア（イ）蓄電池の交付要件 aには「ア（ア）で導入する設備の付帯設備であること。」とあるが、納期遅延によって、実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）2ア（ア）太陽光発電設備と合わせて蓄電池を設置できない場合

に、本交付金を活用して、その翌年度に当該蓄電池を設置することは可能か。

- 実施要領 別紙 2（重点対策加速化事業）2 ア（イ）蓄電池の交付要件 a のとおり、太陽光発電設備の付帯設備であることを交付要件としており、原則として、太陽光発電設備と合わせて、当該年度に蓄電池を導入する必要があります。ただし、納期遅延等、やむを得ない場合については、翌年度に蓄電池を導入することが可能です。
- なお、蓄電池のみを先に導入し、結果的に交付金で太陽光発電設備が導入されなかった場合は、蓄電池導入は交付要件を満たさないものとして扱われ、交付金の返還が必要となりますので、ご注意ください。

問49: 実施要領 別紙 2（重点対策加速化事業）2 ア（イ）及びイ（コ）に定める「家庭用：12.5 万円/kWh、業務用：11.9 万円/kWh 以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。」について、どのような取組により本事項を満たすこととなるのか。

- 複数者からの見積りの取得や販売事業者に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行うこと等により本事項を満たすこととします。その上で、家庭用：12.5 万円/kWh、業務用：11.9 万円/kWh 以下の蓄電システムの導入が困難であった場合は、交付率等の※で定める価格（家庭用：14.1 万円/kWh 等、業務用：16.0 万円/kWh 等）を上限とする交付対象事業費の範囲で交付対象とすることができます。
- また、当該地域における蓄電システムの販売事業者については、DR 家庭用蓄電池事業における申請代行者（販売事業者）検索フォームを必要に応じてご活用ください。なお、当該検索フォームに掲載されていない販売事業者に対して、条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行うこと等によっても本事項を満たすこととします。

問50: 実施要領 別紙 2（重点対策加速化事業）2 ア（イ）及びイ（コ）蓄電池において、業務用蓄電池については交付要件 g を満たす必要があり、当該要件は「実施要領（令和 7 年 3 月 10 日施行）の施行日の前日までに脱炭素先行地域に選定されている場合に限り、なお従前の例による。」とあるが、従前の例（4800Ah セル相当以上）では火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電池が業務用蓄電池として交付対象となっていたものの、現行の交付要件（20kWh 超）においては火災予防条例で定める安全基準の対象とならない蓄電池も従前の例のとおり業務用蓄電池として交付対象とみなすことができるか。

- 別紙 2（重点対策加速化事業）2 ア（イ）及びイ（コ）蓄電池において、当該要件は「実施要領（令和 7 年 3 月 10 日施行）の施行日の前日までに交付要綱第 10 条第 2 項（同条第 3 項において準用される場合を除く。）の規定に基づき地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画が受理されている場合に限り、以下のとおり、従前の例による取扱いとします。
- 附則の適用を受ける団体が、4,800Ah・セル相当以上のものであって、電力量が 20kWh 未満の蓄電池を導入する場合は、「業務用蓄電池」の交付率を適用します。
- また、上記のような設備の場合、「業務用蓄電池」の交付率を適用し、設備の安全基準等の性能は「家庭用蓄電池」の要件を満たすことで、交付要件を満たすこととします。

問51: 実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）2ア（イ）やイ（コ）の蓄電池について、太陽光発電設備等の電力変換装置（パワーコンディショナー）が、蓄電システムの電力変換装置と一体型（ハイブリッド）の蓄電システムであった場合、単価を算定するにあたって、気をつける点は何があるか。

- 実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）2ア（イ）やイ（コ）蓄電池の交付要件dで定めた蓄電池の単価との比較において、太陽光発電設備等の電力変換装置（パワーコンディショナー）が蓄電システムの電力変換装置と一体型（ハイブリッド）の蓄電システムの場合、ハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分（蓄電システムに含まれる太陽光発電設備等の電力変換装置）に係る経費分を控除することができます。

問52: 再エネ一体型屋外照明用蓄電池について、支柱部分も交付対象事業費として計上することができるか。

- 再エネ一体型屋外照明用蓄電池については、蓄電池部分の他、設備と一体となっている再エネ発電設備、照明機器、支柱部分の全てを蓄電池部分の付帯設備として交付対象となります。なお、付帯設備として導入する再エネ発電設備、照明機器については、本交付金におけるそれぞれの導入設備の交付要件（太陽光発電設備の場合は実施要領別紙2（重点対策加速化事業）2ア（ア）など）を満たす必要はありません。

問53: 交付額の算定に用いる「蓄電容量」は、単電池の定格容量を用いるのが適切か。

- 交付額の算定に用いる「蓄電容量」は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh 単位で小数点第二位以下を切り捨てた値を用いるのが適切です。「初期実効容量」ではないことに注意が必要です。

問54: 「CO2 排出実質ゼロ水素等」とは、具体的に何を指すか。

- 再エネ由来による水素や工場等から得られた副生水素等を指します。
具体的な例を以下のとおり示します。
 - ・ 再エネ発電設備から得られた電気を活用し、水分解を行うことによって得られた水素。
※ただし、主に再エネ発電設備から得られた電気を使用しつつ、不足する電力を再エネ電気メニューによる再エネ電気の購入によりまかなうことは差し支えない。
 - ・ 家畜糞尿などから得られたバイオガスを改質して得られた水素。
 - ・ 工場等から得られた副生水素（将来的に再エネ由来等水素への移行の見込みがある場合に限る。）

問55: ZEB や ZEH に際して、太陽光発電設備等の再エネ設備を導入するが、事業計画を作成する上での注意点は。

- ZEB、ZEH、ZEH+及び ZEH-M を事業計画で計上する際は、下表のとおり交付対象設備を切り分けてください。(○：ZEB、ZEH、ZEH+及び ZEH-M における交付対象設備、×：ZEB、ZEH、ZEH+及び ZEH-M 以外の各設備に計上)

＜交付対象設備の切り分け＞

項目	ZEB	ZEH	ZEH+	ZEH-M	
				共有部	専有部
再エネ設備	×	×	×	×	×
熱利用設備・未利用熱設備	×	×	×	×	×
断熱等（例：断熱材、窓及びガラス）	○	○	○	×	○
空調設備	○	○	○	○	○
給湯設備	○	○	○	×	○
換気設備	○	○	○	○	○
コジェネ	○	×	×	×	○
照明	×	×	×	○	○
蓄電池	○	×	×	○	×
エネマネ（例：BEMS、HEMS）	○	×	×	○	○

問56: ZEB 事業（2 力年事業）を実施する場合、ZEB 認証の取得時期に制限はあるか。

- 実施要領において、省エネルギー性能評価の認証（ZEB 認証）を取得する時期を定めていないので、初年度に設備導入を行い、2 力年目に取得しても差し支えありません。
- なお、先に設備導入を行い、その後、第三者認証による省エネルギー性能表示に関する審査を受けた結果、BELS の認証が取得できなかった場合は、交付金の返還に繋がる恐れがありますので、ご注意ください。

問57: 実施要領 ZEH（又は ZEH+）を上回る、自治体独自の断熱性能の基準を満たす高性能住宅の交付率等に記載された「ZEH（または ZEH+）からのかかりまし費用に対して地方公共団体が行う給付額の 1 / 2」とはどういうことか。

- 住民が自治体から受ける補助のイメージは以下のとおりです。

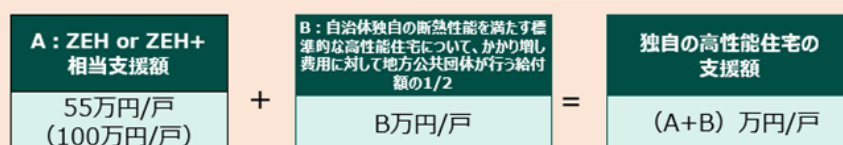
＜独自基準の高性能住宅への交付額の考え方＞

A：ZEH を上回る場合 55 万円/戸、ZEH+を上回る場合 100 万円/戸

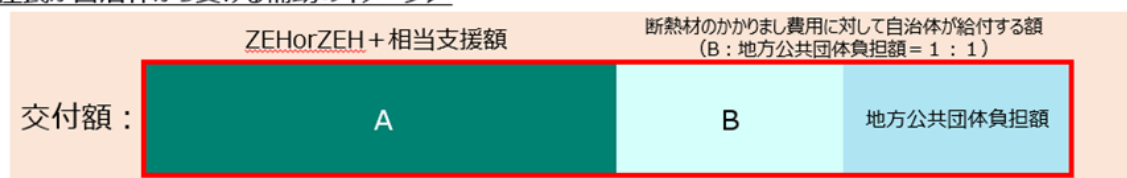
B：自治体独自の断熱性能の基準を満たす標準的な高性能住宅について、ZEH（又は ZEH+）からのかかりまし費用に対して地方公共団体が行う給付額の 1 / 2

国→地方公共団体の交付額：（A+B）万円/戸を定額補助（上限140万円/戸）

かかりまし費用の支援は国:地方公共団体 = 1:1となる



＜住民が自治体から受ける補助のイメージ＞



問58: ZEH（又は ZEH+）を上回る、自治体独自の断熱性能の基準を満たす高性能住宅の交付要件に「事業開始前に当該住宅支援制度について環境省の承認を得ること」と記載があるが、事業開始前とは具体的にいつまでか。

- ZEH（又は ZEH+）を上回る、自治体独自の断熱性能の基準を満たす高性能住宅への支援事業を開始する前までに環境省に承認を得る必要があります。

問59: ZEH 住宅の新築に当たり、事業実施主体（建築主）が単身赴任により当該住宅に居住しない場合、交付金の交付対象となるのか。

- 基本的に「事業実施主体が常時居住」することを交付要件としているため、事業実施主体（建築主）が常時居住しない場合は交付要件を満たさず、交付対象となりません。
- 一方で、事業実施主体が、事業完了時点で単身赴任をしている場合であっても、以下の条件を全て満たすときは、「当該住宅に居住する者」とみなされるため、交付要件を満たしていると解します。
 - ・ 補助対象住宅に申請者と生計を一つにするご家族（配偶者や親族など）が常時居住していること。
 - ・ 申請者の住民票の住所が生活の拠点である補助対象住宅にあること。ただし、生活の拠点が補助対象の住宅になく、申請者の住民票の住宅が交付対象住宅にない場合は、以下の書類を完了実績報告時に提出し、対象となる住居での居住実態が確認できる場合は交付対象となります。
 - 申請者の単身赴任を証明する書類

- 補助対象住宅の所在地が住所となっている、申請者と生計を同一にするご家族の住民票
- ご家族の居住を確認できる公共料金の契約書等

※居住実態が確認できない場合は交付対象とはなりません。

- なお、申請者の単身赴任を証明する書類については、環境省「戸建住宅 ZEH 化等支援事業」よくあるご質問に掲載されている証明書をご参照ください。

問60: 高効率照明機器を導入する上での注意点は。

- 調光制御機能を有し、固有エネルギー消費効率 (lm/W) の基準値 (光源色が昼光色・昼白色・白色: 100 以上、光源色が温白色・電球色: 50 以上) を満たしている LED のみが交付対象となります。調光制御機能を有する LED とは、①スケジュール制御 (予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能)、②明るさセンサによる制御 (明るさセンサからの信号により、自動的に点滅又は予め設定した照度に調光制御する)、③在/不在調光制御 (人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する) のいずれかの機能を有する LED のことを指します。
- ただし、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設に対して避難施設等の運営に活用する照明を導入する場合は、調光制御機能を有していない LED でも構いません。
- なお、「地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設」とは、次の公共施設です。
 - ・ 地域防災計画において、災害時に避難施設 (指定避難所に限る)・防災施設に位置付けられた公共施設
 - ・ 広域防災拠点に関する計画等において、広域防災拠点避難施設等として位置づけられた公共施設
 - ・ 業務継続計画において、災害発生時に業務を維持するべきとした公共施設
- また、「運営に活用する照明」とは、地域防災計画等又は業務継続計画で定める災害時の役割が確認できるエリア (動線部分やトイレなどを含む) において、災害時の役割に活用する照明をいいます。そのため、災害時の役割が無い照明については、調光制御機能を有していない場合、交付対象となりませんのでご注意ください。

問61: EV バスを導入する際に充放電設備をセットで導入したいが、交付対象となるか。

- EV バスの整備に伴う必要最低限の付帯設備として、充放電設備も交付対象となりますので、EV バスに費用を包含し、交付金事業計画に計上してください。

問62: 既存設備の撤去費は交付対象経費に含まれるか。

- 設備の更新・入替のように、既存設備の取り外し・処分が新設の設備の設置にやむを得ず必要である場合には、必要最小限度の範囲の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用に限り、交付対象となります。

- 新規の設備設置の場合は、設置に伴い発生する必要最小限度の配管・配線等の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用が対象となります。
- ただし、有価物（鉄くず等）は処分利益に該当するため、処分費用から控除する必要があります。
- 従って、単なる設備等の撤去を行うことが目的の事業で、それに要する費用は交付対象外となります。
- なお、アスベストの調査費用や家電リサイクル法のリサイクル料金についても、交付対象外となります。

問63: 地方公共団体が公共施設（敷地を含む。）に自ら導入する自家消費型太陽光発電設備は交付対象か。

- 実施要領 別紙 2（重点対策加速化事業） 1 サのとおり、「地方公共団体が自家消費を目的として公共施設に導入する太陽光発電設備」は、PPA やリース等の契約方式により民間事業者が導入する場合に限ります。
- なお、公共施設とは、地方公共団体が不動産登記法、公有財産規則等法令に則り所有権を有している施設、又は所有権を一部有している施設であって公共性の高いもののことを指しています。

問64: 実施要領 別紙 2（重点対策加速化事業） 1 サに「太陽光発電設備を設置可能な地方公共団体が保有する建築物（敷地を含む。）の 50%超に導入する場合」とあるが、この「設置可能な建築物」とは何か。

- 例えば、専門業者等と相談・現地調査を行い精査することのほか、簡易的な判定（「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」の付属資料「太陽光発電設置可能性簡易判定ツール」の項目と同じ。）において、判定レベルが全て『○』となったものを「設置可能な建築物」としても構いません（単位は「棟」、「kW」、「m²」等、統一を図ること。）。
- なお、次回以降の募集においては、今後の政府実行計画・地方公共団体実行計画の進捗管理等の状況を踏まえて変更する可能性があります。

問65: 実施要領 別紙 2（重点対策加速化事業） 1 サに「地方公共団体が地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画に定める交付期間内」とあるが、これは何か。

- 交付要綱第 5 条で、各地方公共団体が交付金事業計画に定める交付金の交付期間である概ね 5 年程度を指します。例えば、令和 5 年度から令和 9 年度までを交付金の交付期間とした場合、令和 9 年度までに太陽光発電設備を設置可能な地方公共団体が保有する建築物（敷地を含む。）の 50%超に導入する必要があります。
- この期間で導入を達成することができれば、「2030 年度には設置可能な建築物の約 5 割以上に太陽光発電設備を設置」という政府実行計画を上回るペースで目標達成することとなります。

問66: 「民間事業者・個人が事業実施主体となって実施する事業（PPA やリース等を活用した導入事業を含む。）が少なくとも一つ含まれることを必須」とは何か。

- 交付金事業全体のうち、少なくとも一つ民間事業者・個人が事業実施主体となって実施する事業（PPA やリース等を活用した導入事業を含む。）が含まれている必要があります。これによって、民間事業者等との取組の推進を図り、その成果をしっかりと地域に裨益させていくこととしています。

問67: 現段階で、民間事業者等との連携体制を構築の上で、事業計画に記載しなければならないのか。今後、体制を構築する場合等は、交付要件を満たさないことになるのか。

- 今後、連携体制を構築する場合も差し支えありませんが、その旨を事業計画に明示し、調整方針やその見通し等、記載いただく必要があります。

問68: 既に重点対策加速化事業に採択された地方公共団体については、経過措置は設けられているのか。

- 令和4年度当初予算に係る交付金事業については、経過措置を設けており、従前の実施要領によることとしております。
- また、実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）の1サの規定の適用については、この実施要領の施行日の前日までに交付要綱第10条第2項（同条第3項で準用される場合を除く。）の規定に基づき地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画が受理されている場合に限り、なお従前の例によることとしています。

問69: 既に導入している再エネ発電設備（太陽光、風力、地熱、水力）のリプレイスは交付金の対象になるのか。

- 地域脱炭素推進交付金は、「エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。」を事業要件としています。再エネ発電設備（太陽光、風力、地熱、水力）について、リプレイスに該当する場合には、CO2 削減効果に追加性がある設備導入は交付対象になり得ますが、追加性がないリプレイスについては原則、本交付金の交付対象となりません。また、これに加え各種設備ごとに以下の①～④要件を満たす必要があります。
- 太陽光発電設備のリプレイスは、①リプレイス後に発電容量が増加するなど再エネ導入に追加性があること、②法定耐用年数期間を満了していること、③FIT 認定を受けている場所でないこと（卒FIT でないこと）。④架台等については、引き続き使用できるかどうかの検討を行うこと。ただし、既存の太陽光発電設備を撤去せずとも計画している容量の太陽光発電設備を導入することが可能な場合、リプレイスに該当しません。
- 太陽光発電設備を除く再エネ発電設備（風力、地熱、水力）のリプレイスは、資源エネルギー庁で示されている「固定価格買取制度におけるリプレイスの認定の考え方（風力、地熱、水力）（平成29年5月18日更新）」に準拠することとします。リプレイスに該当する場合には、予め関係書類を添えて、申し出いただく必要がありますが、疑義が生じ

た場合、環境省より関係書類の提出を求める場合がございます。

問70:交付金で導入した再エネ発電設備のみで再エネ供給プランを組成する場合、実施要領別紙2の2.イ(キ)e 内の「PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 13/15 とすることができる。」を準用できるか。

- この場合、電源開発に交付金が交付されているため、交付金額相当分がサービス料金から控除される必要がある。なお、当該事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 13/15 とすることができる。

問71:太陽光発電設備と蓄電池の導入において、パワーコンディショナーの設置や既存のキュービクル式高圧受電設備の改修も含めて交付対象となるのか。また、既存のキュービクル式高圧受電設備の改修が、太陽光発電設備と蓄電池の両方に起因する場合、どちらに計上すればよいか。

- 本交付金を活用して太陽光発電設備と蓄電池を導入する場合、それぞれの電力変換を行うパワーコンディショナーは、付帯設備として交付対象となります。また、既存のキュービクル式高圧受電設備の改修は必要最小限度の範囲に限って交付対象となります。
- 既存のキュービクル式高圧受電設備の改修が太陽光パネル発電設備と蓄電池の両方に起因する場合は、適切に按分してください。

問72:実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）2 ウ（ソ）ZEB の交付要件 f 及び2 エ（ツ）ZEH、ZEH+の交付要件 c において、「ZEB のエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。」「ZEH のエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。」とあるが、どのような情報が提供の対象となるのか。

- 年間一次エネルギー消費量の実績データなどが情報提供の対象となります。特に、既存建築物を ZEB 改修又は ZEH 改修した際の省エネ効果等について、情報提供に協力いただく可能性があります。

問73:実施要領別紙2（重点対策加速化事業）2において定める交付対象事業の交付率等の範囲内で、自治体において上限額を設けることは可能か。

- 実施要領で定める交付率等の範囲内で自治体において上限額を設けることは可能です。実施要領別紙2（重点対策加速化事業）.2 ア（ア）太陽光発電設備において個人設置の交付率等は「7万円/kW 以内」ですが、例えば、自治体において「5万円/kW」や「7万円/kW 以内（ただし上限額 35 万円/件）」と定めることは差し支えありません。

問74:交付要件を満たす設備が既に設置された戸建建売住宅を個人が居住するために購入する場合、当該設備を交付対象とすることができるか。また、交付対象となる場合、補助金申請者の事業着手はいつになるのか。

- 当該住宅が、「新築住宅」（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に定める「新築住宅」をいう）であって、当該設備が未使用であり、かつ、交付要件を満たす場合に限り交付対象となり得ます。
- この場合の補助金申請者（個人）の事業着手日は当該住宅の購入契約日となります。

問75:必要不可欠な付帯工事は、どのような内容が挙げられるか。

- 例えば、太陽光発電設備の場合だとフェンスや柵等の設置や屋上防水工事等が該当します。
- なお、設備の稼働に必ずしも必要でない工事や必要最小限の範囲を超える工事については、交付対象外になる可能性がありますので、ご注意下さい。

問76:交付金対象設備を先行地域内施設へ導入する際に ESCO 方式が認められていると理解しているが、ギャランティード・セイビングス、シェアード・セイビングスいずれの方式でも交付金の適用が可能か。

- いずれの方式も本交付金の適用が可能です。ただし、令和4年度第2次補正予算以降、公共施設への太陽光発電設備導入については、地方公共団体が導入（所有）する自家消費を目的とした公共施設への太陽光発電設備の導入は本事業の対象外となったため、設備所有が地方公共団体となる自治体が設備を所有するギャランティード・セイビングス方式による導入は本交付金の対象とならず、シェアード・セイビングス方式（PPA やリース等を活用した導入手法に限定）に限られます。
- シェアード・セイビングス方式の場合、交付金額相当分が ESCO サービス料から控除されるように事業を実施してください。
- また、本交付金は設備導入に係る補助となるため、ESCO サービス期間の計測・検証費用については、ESCO 事業者のランニング費用にあたり、設備導入に係る費用にはあたらないため交付対象外となります。

問77:一般的な太陽光発電設備とは異なる追尾式太陽光発電設備やペロブスカイト太陽電池は交付対象となるか。

- 実証製品でなく、商用化され、販売・導入の実績がある、太陽光発電設備であれば、対象になります。
- なお、ペロブスカイト太陽電池については、一部、初期社会実装段階ではありますが、本交付金は対象外ですので、導入する場合には環境省で実施している「ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業」の活用をご検討ください。

問78:重点対策加速化事業において、公有地に建っている公共施設の屋根に自家消費型の太陽光発電設備を導入することは、実施要領別紙2（重点対策加速化事業）2.イ(キ)「太陽光発電設備（地域共生・地域裨益型）」の対象となるか。

- 屋根に自家消費型の太陽光発電設備を導入する場合、実施要領別紙2.2.イ(キ)ではなく、ア(ア)「屋根置きなど自家消費型の太陽光発電」となります。

問79:公共施設に太陽光発電設備を導入した場合において、休日や休館日では、発電した電気を消費しきれないことが想定されるが、一部の電力を売ることは可能か。

- 実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）2ア(ア)太陽光発電設備の交付要件g(a)を満たした上での余剰電力の売電については、問題ありません。

問80:太陽光発電設備と蓄電池の両方を1台で制御できるパワーコンディショナー（いわゆるハイブリットパワコン）に係る経費について、他の設備と切り分けられない経費がある場合、合理的な説明がつく按分計算をして、切り分けてよいでしょうか。

- お見込みの通りです。なお、交付対象経費については、関与しない部分まで含めないようにご注意ください。

問81:実施要領別紙2（重点対策加速化事業）イ(ク)その他の再生可能エネルギー発電設備（風力・地熱・中小水力・バイオマス等）の要件hに関して、「交付決定前に環境調査を行い」とあるが、環境影響評価法に基づく環境影響調査が必要なのか。

- 事業計画策定ガイドラインを参照し、必要なアセスメント（環境影響調査）を実施していただくことを想定しています。

問82:実施要領別紙2（重点対策加速化事業）2.ウ(ソ)ZEBの交付要件c(d)にて、「未評価技術について、定量的な評価が可能となるエネルギー計測計画とすること」とあるが、10,000㎡未満の建築物で、交付要件b(b)①を満たし、エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅部）における未評価技術の導入を要しない場合については、対象外と考えてよいのか。

- 延べ面積10,000㎡未満の建築物は、未評価技術の導入は必須ではありませんので、交付要件c(d)は対象外となります。
- 一方、10,000㎡未満であっても未評価技術の導入を妨げるものではないため、未評価技術を導入する際にはc(d)を満たす必要があります。

問83:買取再販事業者や新築戸建建売住宅販売法人が住宅購入者に住宅を販売することは財産処分にあたらないと考えてよいのか。

- 「新築戸建建売住宅販売法人」「買取再販業者」など、交付金を活用して整備した住宅を第三者に販売することが、採択された当該団体の計画提案書に記載された事業として当

然に想定されるものであれば、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」前文の「交付の目的に反して」に該当しないため、財産処分手続きが不要となります。

- また、交付金実施要領で定めている、住宅購入者に還元される「交付金額相当額」については、交付された交付金額と同額を指します。購入料金から交付金額相当分が適切に控除されていることがわかる書類（見積もりや納品の明細等の写し）を関係書類として保管して下さい。
- なお、買い取り再販業者等から交付住宅購入者が、財産処分制限期間満了前に当該住宅を販売・譲渡等する際は、財産処分が必要となるためご留意願います。